

議案オ一八号

公営三朝子スホステル用地使用貸借契約締結ヒソフ
公営三朝子スホステル用地使用貸借契約を別紙のとおり締結する

昭和三十八年十一月三十日提出

三朝町長 坂出雅己

昭和卅八年拾貳月卅日 原案可決

三朝町議会議長

矢田秀雄



用地使用貸借契約書

鳥取県が三朝町三徳に三ホスホテルを設置するに必要な敷地を貸借することに
ついて、所有者三朝町長坂出雅巳(以下「甲」という)と借主鳥取県知事石破
二郎(以下「乙」という)との間に次の条項により契約を締結する。

(貸付ける物件)

才一条 貸付ける物件は次のとおりとする

(一) 物件 土地 (宅地)

(二) 地 番 東伯郡三朝町字密坊

千五拾七ノ一	千五拾六
千五拾七ノ二	千五拾五
千五拾七ノ三	千五拾五
千五拾七ノ四	千五拾五

並に海老谷頭 九四。

(三) 面積 一、四一、七〇平方メートル

(使用目的)

才二条 公営ホテル及び附属施設の敷地として利用に供すること

(貸付期間)

才三条 貸付期間は昭和三十八年九月二日から昭和四十三年三月三十一日までとする

(貸付料)

才四条 貸付料は無償とする

(原状変更)

才五条 乙は甲の事前の文書による承諾を得なければ貸付物件の原状を変更する

ことを出来ない

(転貸等の禁止)

才六条 乙は貸付物件を担保と供し又は転貸してはならない

(契約解除)

才七条 この契約を変更し又は解約しようとする場合は甲乙協議のうえ決定する

(原状回復)

才八条 契約解除により貸付物件を返還する場合は乙に於て原状に回復するものとする

(雑則)

才九条 この契約実施に必要な事項については甲乙協議のうえ定めるものとする

右 契約の証として本書貳通を作成し記名押印して各自の巻通を
保管するものとする

昭和 三十八年 月 日

甲 三朝町長 坂出雅巳
乙 島取県知事 石破三朗